附　則

（施行期日）

1　この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月一日）から施行する。

（大型自動二輪車等に関する経過措置）

2　この府令の施行の際現に普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）を受けており、かつ、定格出力が二〇・〇〇キロワットを超える原動機を有する大型自動二輪車（以下「電動大型自動二輪車」という。）の運転に従事している者（この府令の施行の日（以下「施行日」という。）前に電動大型自動二輪車の運転に従事していた者で、この府令の施行の際現に当該免許の効力を停止されているため電動大型自動二輪車の運転に従事することができないものを含む。以下同じ。）に係る当該免許については、施行日から起算して一年を経過する日（その日以前に大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）を受けた者（附則第四項の規定による大型二輪免許を受けた者を含む。）については、その運転免許を受けた日）までの間は、電動大型自動二輪車の運転に従事する場合に限り、大型二輪免許とみなす。

3　都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、この府令の施行の際現に普通二輪免許を受けており、かつ、電動大型自動二輪車の運転に従事している者に対しては、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、この府令による改正後の道路交通法施行規則（以下「新府令」という。）第二十四条第六項の規定にかかわらず、道路交通法（以下「法」という。）第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う運転免許試験において電動大型自動二輪車を使用して大型二輪免許の運転免許試験を行うことができる。

4　公安委員会は、前項の規定による運転免許試験に合格した者に対し大型二輪免許を与えるときは、その者が運転することができる大型自動二輪車の種類を電動大型自動二輪車に限定しなければならない。

5　前項の規定による限定は、法の規定（罰則を含む。）の適用については、法第九十一条の規定による限定とみなす。

6　この府令の施行の際現に普通二輪免許を受けており、かつ、電動大型自動二輪車の運転に従事している者で、法第八十八条第一項第一号及び第九十六条第一項の規定により大型二輪免許を与えないこととされ、及び大型二輪免許の運転免許試験を受けることができないこととされているものは、これらの規定にかかわらず、附則第三項の規定による大型二輪免許の運転免許試験を受け、かつ、附則第四項の規定による限定が付された大型二輪免許を受けることができる。

7　附則第三項の規定により大型二輪免許の運転免許試験を受けようとする者は、この府令の施行の際現に電動大型自動二輪車の運転に従事している者に該当する者であることを証明する書類を新府令別記様式第十二の運転免許申請書に添付しなければならない。

8　この府令の施行の際現に法第九十一条の規定により運転免許に付されている条件のうち、運転することができる大型自動二輪車及び普通自動二輪車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構（以下「ＡＴ機構」という。）がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動二輪車（総排気量〇・六五〇リットル以下のものに限る。）及び普通自動二輪車に限ることとするものは、運転することができる大型自動二輪車及び普通自動二輪車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動二輪車及び普通自動二輪車に限ることとするものとみなす。

9　当分の間、新府令第二十四条第六項の表大型二輪免許の項中「大型自動二輪車」とあるのは、「大型自動二輪車（運転することができる大型自動二輪車及び普通自動二輪車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動二輪車及び普通自動二輪車に限る大型二輪免許にあつては、総排気量〇・六〇〇リットル以上のもの）」とする。

10　この府令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

11　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

12　この府令の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。

（様式に関する経過措置）

13　運転免許証再交付申請書及び運転経歴証明書の様式については、新府令別記様式第十七及び別記様式第十九の三の十の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

省　令

○厚生労働省令第四十七号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十八条第一項の規定に基づき、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信